

NEWS LETTER

December 2025 - Vol.57

CHEMCURRENT's お知らせ

(株)ケムカレントでは、「化評法 - 既存化学物質共同登録」について理解を深めるために
ご要望の際に以下のように1：1相談サービスをご提供いたします。

-下記-

- 対象: 相談をご希望する企業
- 日程: お客様のご要望に合わせて協議後に確定
- 言語: 3ヵ国語のうちご要望の言語をご指定下さい。(韓国語/日本語/英語)
- 相談方法: 要請により対面/非対面可能
- 所要時間: 30~60分(Q&A時間を含む)
- 詳細な内容:
 - 既存化学物質の共同登録概要のご説明
 - 登録予定の既存化学物質に対するデータギャップ(Data gap screening)
 - 物質別の登録戦略策定
 - 物質別登録時の予想費用を算出
 - 韓国政府の支援サービスの種類と詳細な内容のご説明
 - 協議体内での役割別、登録前後の準備事項
 - Q&A

多くの关心及びご参加をお願いいたします。その他のお問い合わせがございましたらご連絡ください。
ありがとうございます。

※ 本ニュースレターには、詳細な告示内容をご確認いただけるよう添付ファイルが付いております。

- Adobe Acrobat Reader: [表示→表示切り替え→ナビゲーションパネル→添付ファイル]を選択
- 他のPDFビューア: [表示]メニューにて添付ファイル表示などを選択

目次

化評法(K-REACH).....	3
法律の動向 - 改正・予告(案)など	3
[化学物質安全院公告第2025-127号]「化学物質の分類及び表示等に関する規定」一部改正行政予告	3
[化学物質安全院告示第2025-128号]「人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質及び生態有害性物質の指定告示」一部改正案行政予告	3
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	5
既存化学物質調査様式のご案内	5
全量輸出用の登録等免除確認申請のご案内	5
「化学物質の登録及び評価等に関する法律の運営規定」に関する地位承継手続のお知らせ	6
2026年度新規化学物質有害性試験資料生産支援の需要調査	6
化学製品安全法(K-BPR)	7
法律の動向 - 改正・予告(案)など	7
[気候エネルギー環境部公告第2025-180号]「安全確認対象生活化学製品の指定及び安全・表示基準」一部改正告示案の行政予告	7
[化学物質安全院公告第2025-130号]「承認猶予対象既存殺生物物質の指定」告示一部改正案の行政予告	8
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	9
2025生活化学製品安全管理企業履行支援マニュアル	9
殺生物物質の有害性試験資料生産・提供の需要調査	9
承認対象安全確認対象生活化学製品の殺生物製品転換に伴う履行事項のご案内	9
原料安全性評価ガイドラインの制定・改正案のご案内	10
自主安全情報公開制度マニュアル改正（案）のご案内	10
殺生物製品の物理化学的特性のうち、乳化性試験(CIPAC MT 36.3 または 36.4)判定基準のご案内 .	11
産業安全保健法(ISHA)	12
法律の動向 - 改正・予告(案)など	12
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	13
その他の法規 - 法律動向など.....	14
[気候エネルギー環境部公告第2025-38号]「化学物質調査結果及び情報公開制度運営に関する規定」一部改正告示	14
[気候エネルギー環境部告示第2025-39号]「化学物質確認除外基準」一部改正告示	14

化評法(K-REACH)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

[化学物質安全院公告第2025-127号]「化学物質の分類及び表示等に関する規定」一部改正行政予告

改正理由

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」(以下“化評法”)改正(2025.8.7.施行)により拡大された“人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質及び生態有害性物質(以下“人体など有害性物質”)”の指定基準を適用し再評価した結果、新たに指定告示される人体など有害性物質の分類・表示事項を告示し、既に告示された事項のうち、化学物質名称などを一部改正します。

主な内容

- イ. 既に有害性審査が完了された物質を再評価した結果、皮膚腐食性が強く「人体等有害性物質の指定基準（化評法施行令別表1）」に該当する物質について、有害性分類及び表示に必要な事項を告示
- ロ. [別表4のイ. 人体等有害性物質]のCAS No.、化学物質名称等を一部改正
- ハ. 本規定の施行により、有害化学物質に関する表示をしなければならない者は、化学物質管理法による義務事項(法第16条による表示)の履行期限を提供するために、経過措置を規定(附則)

参考資料

化学物質安全院(<https://nics.mcee.go.kr/sub.do?menuId=36>>お知らせ>法令情報>安全院告示/例規/公告、番号213、登録日2025.12.02)

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **01_NICS_2025-127.pdf** をご参考下さい。

[化学物質安全院告示第2025-128号]「人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質及び生態有害性物質の指定告示」一部改正案行政予告

改正理由

化評法改正(2025.8.7.施行)により拡大 *された人体など有害性物質の指定基準を適用し再評価した結果、皮膚腐食性が強い物質を人体など有害性物質に指定します。また、既に告示された別表の「人体など有害性物質の名称」を一部改正します。

* 化評法施行令[別表1] 1号木項の皮膚腐食性及び刺激性：区分1A → 区分1(1A, 1B, 1C)に改正

主な内容

- イ. 既に有害性審査が完了された物質を再評価した結果、有害性が高く「人体等有害性物質の指定基準（化評法施行令別表1）」に該当する物質を新設
- ロ. 別表1の人体等有害性物質の名称欄にハングル名及びCAS No.追加など、一部改正
- ハ. 新規指定された人体等有害物質を取り扱う者に対し、化学物質管理法による義務事項（輸入申告及び営業許可、有害化学物質表示、取扱基準等）の履行期限を提供するために、経過措置を規定(附則)

参考資料

化学物質安全院(<https://nics.mcee.go.kr/sub.do?menuId=36>>お知らせ>法令情報>安全院告示/例規/公告、番号214、登録日2025.12.02)

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **02_NICS_2025-128.pdf** をご参考下さい。

産安法(ISHA)	化製品安全法(K-BPR)	化評法(K-REACH)
-----------	---------------	--------------

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

既存化学物質調査様式のご案内

既存化学物質の事前申告当時、1トン以上のCMR、1,000トン以上の既存化学物質、100～1,000トン以上の既存化学物質として申告したが登録を進めていない企業を対象に、既存化学物質調査を実施します（調査様式ファイルをkreach@keco.or.krに送付）。

※ 化評法第10条に基づき、年間1トン以上の既存化学物質を製造・輸入しようとする者は、猶予期間* 内に登録を完了しなければ製造・輸入ができません。

* 猶予期間：1トン以上のCMRまたは1,000トン以上の既存化学物質(2021年までに登録完了)、
100～1,000トン以上の既存化学物質（2024年までに登録完了）

猶予期間が終了した物質を製造・輸入した履歴がある場合は、以下の事項を履行しなければなりません。

- 猶予期間が終了した物質を製造・輸入した場合、化学物質情報処理システムを通じて必ず後発登録を行わなければならない。
- CMR物質を除く猶予期間終了物質を10～100トン、1～10トンで製造・輸入した場合、化学物質情報処理システムを通じて必ず変更申告を行わなければならない。

参考資料

産業界支援センター(<https://www.chemnavi.or.kr/chemnavi/spboard/notice.do>>お知らせ、登録日2025.12.09)

全量輸出用の登録等免除確認申請のご案内

「化学物質の登録及び評価等に関する法律の運営規定」第4条の3第3項が改正されたことに伴い、全量輸出の目的で2026年に製造・輸入する事業者は、2025年12月1日から申請することができます（毎年12月1日から翌年の製造・輸入案件の申請が可能）。

参考資料

産業界支援センター(https://kreach.mcee.go.kr/repwrt/portal/notifyList.do?BOARD_DV_SN=ALL>お知らせ、登録日2025.12.10)

「化学物質の登録及び評価等に関する法律の運営規定」に関する地位承継手続のお知らせ

化学物質情報処理システムで「化学物質の登録及び評価等に関する法律の運営規定」第4条の4（選任された者による化学物質の登録及び申告の受付・処理）第3項の施行に伴うシステムの改善事項をご案内します。

化学物質情報処理システム>メニュー

地位承継申告> 地位承継申告の申請現況 > 新規作成（譲受人のシステム加入及び事業者登録が必要）> 承継事由に第45条の2第2項を選択

提出書類

1. 国外製造者 - 新しい唯一代理人(OR)間での選任契約書
2. 既存のORが共同登録協議体の代表者の場合は、新しいORが協議体に加入した後、代表者の変更または新しいORに対する協議体構成員過半数の‘代表者に同意’するという確認書

参考資料

産業界支援センター(https://kreach.mcee.go.kr/repwrt/portal/notifyList.do?BOARD_DV_SN=ALL>お知らせ、登録日2025.12.17)

2026年度新規化学物質有害性試験資料生産支援の需要調査

韓国環境公団で化学物質登録の際に多額の費用がかかる有害性試験資料を生産し、低価格で提供支援するため需要調査を実施します。

調査概要

- 申請対象: 新規化学物質(トン数不問)
- 試験項目 : 1~10トンに該当する有害性試験項目で構成
 - 人体有害性(GLP): 急性経口毒性(動物代替)、復帰突然変異、皮膚刺激性/腐食性(動物代替)、皮膚感作性(動物代替)、(総5項目)
 - 環境有害性(GLP): 魚類急性、易分解性、ミジンコ急性(総3項目)
- 申請期間: 2025.12.23.(月)~2026.01.16.(金)

今後の計画

- 有害性試験資料生産対象物質及び試験項目の選定(2026.02.、予定)
 - 生産試験資料の産業界(協議体)提供(2026.12.~、予定)
- ※ 試験資料使用承認費用：試験資料生産費用の3~30%（環境部告示、有害性試験資料の使用承認及び使用料徴収等に関する規定を参照）

参考資料

産業界支援センター(<https://www.chemnavi.or.kr/chemnavi/spboard/notice.do>>お知らせ、登録日2025.12.22)

化学製品安全法(K-BPR)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

[気候エネルギー環境部公告第2025-180号]「安全確認対象生活化学製品の指定及び安全・表示基準」一部改正告示案の行政予告

改正理由

化学製品安全法による他の生活化学製品の危害性評価結果等を反映し、必須となる安全基準の強化及び規制改善・合理化等の生活化学製品の管理制度を改善及び補完するための改正です。

主な内容

イ. 安全確認対象生活化学製品（以下、「安生品」）から殺生物製品に管理転換

1) 安生品品目の削除及び品目名の修正など

- 殺生物製品の承認猶予期間終了による安生品9品目（申告3品目 + 承認6品目）を3品目（申告1品目 + 承認2品目）に調整
- 「フィルター型保存処理製品」の説明のうち、殺菌剤と誤認される可能性のある表現を修正

2) 安生品申告及び殺生物製品承認を同時に受けた多品目製品における重複表示事項の改善

3) 次亜塩素酸類（殺生物物質）に関する共通安全・表示基準の整備

4) 殺菌剤等の削除品目の安全・表示基準遵守の根拠整備

- 殺生物製品として承認を受けていない安生品の販売経過（6ヶ月）期間の適用に伴う製品事後管理の根拠設定

ロ. 規制改善・合理化

1) 安生品申告番号の体系を改編

- 品目試験・検査機関、品目、チャイルドレジスタンス包装対象など5つの分類・10つのコード → 年度、一連番号など2つの分類・7つのコードに変更

2) 安生品の品目体系の合理化

- 洗浄剤など4つの品目内の各自動車用用途を別途専用品目に再分類し、実際の暴露レベルを考慮した用途・安全基準を設定

3) チャイルドレジスタンス包装の物質基準の改正

- 皮膚腐食性（pH条件）及び動粘度（吸引有害性）に関する基準区分及び試験結果に基づき、皮膚腐食性物質に該当しない場合、チャイルドレジスタンス包装除外規定を新設

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/user/search/searchDaily.do>、告示日 2025.12.16.)

[化学物質安全院公告第2025-130号]「承認猶予対象既存殺生物物質の指定」告示一部改正案の行政予告

化評法(K-REACH)

化製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

改正理由

改正された化学製品安全法(2020.03.24施行)第18条第3項により、申告した既存殺生物物質を承認猶予対象既存殺生物物質に追加指定します。

主な内容

1. 既存指定物質に対する殺生物製品類型の追加指定 - [別表]のうち、「91」、「102」に使用可能な殺生物製品類型の追加指定及び承認猶予期間の付与

連番	承認猶予対象既存殺生物物質	CAS No.	殺生物製品類型	承認猶予期間
91	Calcium dihydroxide	1305-62-0	3-口.製品表面処理用保存剤	2027.12.31
102	Copper monoxide	1317-38-0	3-ハ.繊維・皮類用保存剤	2027.12.31

- . 承認猶予対象既存殺生物物質の追加指定 - [別表]にて下記の連番で承認猶予対象既存殺生物物質の追加指定及び承認猶予期間を付与

連番	承認猶予対象既存殺生物物質	CAS No.	殺生物製品類型	承認猶予期間
356	Silver silicate glass		3-イ.製品保存用保存剤	2027.12.31
			3-口.製品表面処理用保存剤	2027.12.31
			3-ハ.繊維・皮類用保存剤	2027.12.31

意見提出先情報などは下記の'参考資料'リンクをご確認下さい。

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/user/search/searchDaily.do>、告示日 2025.12.26.)

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

2025生活化学製品安全管理企業履行支援マニュアル

化学製品管理システムで「2025生活化学製品安全管理企業履行支援マニュアル」を配布します。

参考資料

化学製品管理システム(<https://chemp.mcee.go.kr/web/board/1>>お知らせ>申告対象安全確認対象生活化学製品、登録日 2025.12.02)

殺生物質の有害性試験資料生産・提供の需要調査

韓国環境公団では、中小企業の殺生物質承認履行支援のために物質承認申請の際に必要な有害性試験資料を生産・支援するため、需要調査をご案内します。

事業の概要

- 内容：殺生物剤の承認申請時に必要な有害性試験資料を政府が生産し、産業界が承認申請資料として活用できるよう低価格で提供
- 支援対象および申請期間：承認予定の殺生物質、隨時受付
- 試験項目：人体・動物及び環境有害性情報(必須提出試験資料を優先)
- 支援方法：政府が有害性試験資料を生産後、低価格で提供
- 資料提供の金額：企業別： 試験資料生産費用の5%(小企業3%)、協議体別：試験生産費用の30%

参考資料

化学製品管理システム(https://ecolife.mcee.go.kr/ecolife/board/1?pMENU_NO=584>お知らせ>殺生物剤、登録日 2025.12.03)

承認対象安全確認対象生活化学製品の殺生物製品転換に伴う履行事項のご案内

殺生物質を使用して製造・輸入される**承認対象安全確認対象生活化学製品**（加湿器用消毒・保存剤、保健用殺虫剤・忌避剤、感染症予防用殺虫・殺菌・消毒剤、殺鼠剤など）は「化学製品安全法」上の殺生物製品に該当し、**2026年1月1日から殺生物製品に転換され管理**されます。

但し、法附則第3条による**経過措置**により、当該製品に含まれる**すべての殺生物質**が「**承認猶予対象既存殺生物質**」告示に掲載された場合、

- **2025年12月31日まで製造・輸入が可能**であり
- **流通・販売は2026年6月30日まで許容**されます（物質承認猶予期間 + 2年、一部物質は期間が異なります）。

また、当該製品が**殺生物製品承認猶予期間(2025.12.31.)**の前に殺生物製品の承認を受けた場合、附則第3条第2項に基づき、**2026年12月31日まで安生品の表示事項**を使用することができます。

一方、**未承認物質、指定解除物質、製造・輸入禁止物質**を含む製品は製造・輸入ができません。

従って、該当製品の製造・輸入業者の場合、殺生物製品の管理転換施行日（2026.1.1）を考慮し、殺生物製品の承認など、必要な手続きを履行しなければならず、製品取り下げ処理が必要な場合には下記の通りご案内します。

- イ. 対象：安生品の製造・輸入業者
- ロ. 申請期限：2025.12.31.(法改正事項により変動可能)
- ハ. 申請方法：化学製品管理システムの公知事項を参照

上記の公示原文は下記の‘参考資料’リンクをご確認下さい。

参考資料

(旧)化学製品管理システム(https://chembold.keiti.re.kr/cop/bbs/selectBoardList.do?bb_sId=BBSMSTR_000000000001&QAtypeStr=NIER>お知らせ>承認対象安全確認対象生活化学製品(科学院)、登録日 2025.12.10)

原料安全性評価ガイドラインの制定・改正案のご案内

化学製品管理システムで、原料安全性評価ガイドラインが制定・改正されたことにより、ガイドラインを配布します。

参考資料

化学製品管理システム(https://ecolife.mcee.go.kr/ecolife/board/1?pMENU_NO=584 >お知らせ>殺生物剤、登録日 2025.12.15)

自主安全情報公開制度マニュアル改正（案）のご案内

化学製品管理システムで自主安全情報公開制度マニュアル改正(案)を配布します。

本マニュアルは、生活化学製品の自主的な安全情報公開の趣旨と運営方向を示すことを目的とします。

参考資料

化学製品管理システム(https://ecolife.mcee.go.kr/ecolife/board/1?pMENU_NO=584>お知らせ>殺生物剤、登録日 2025.12.18)

殺生物製品の物理化学的特性のうち、乳化性試験（CIPAC MT 36.3 または 36.4）判定基準のご案内

化学物質安全院では「化学製品安全法」に基づき、承認申請が受理された殺生物製品の評価を進めている。これに関し、殺生物製品の物理化学的特性のうち、乳化性試験（CIPAC MT 36.3 または 36.4）の判定基準についてご案内します。

参考資料

化学製品管理システム(https://chemp.mcee.go.kr/web/board/1?_csrf=857bf37e-9da4-41f6-a13e-4d4e3c5b4c93&page=1&TASK_CLSF_CD=3&TASK_CL_CD=&pSearchType=ALL&pSearchWord=&pageSize=10>お知らせ>殺生物剤、登録日 2025.12.24.)

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

産業安全保健法(ISHA)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

※ 12月産業安全保健法-法律動向に関する内容はありません。

産安法(ISHA)

化学製品安全法(K-BPR)

化評法(K-REACH)

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

※ 12月産業安全保健法-国内動向に関する内容はありません。

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

その他の法規 - 法律動向など

[気候エネルギー環境部公告第2025-38号]「化学物質調査結果及び情報公開制度運営に関する規定」一部改正告示

改正理由

「化学物質管理法」の改正・施行（2025.8.7）により、従来の有毒物質が人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質、生態有害性物質に細分化され、有害化学物質の範疇が変更されたことにより、化学物質調査結果の公開に関する事項に法令改正事項を反映させるために改正します。

主な内容

- イ. 統計調査及び排出量調査結果の公開対象化学物質のうち、有害化学物質を許可物質、制限物質、禁止物質及び有害化学物質に変更(第2条)
- ロ. 従来の有毒物質を人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質、生態有害性物質に区分し、「有害化学物質」を「有害化学物質など」に用語を整備(別表1～別表3)

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/user/search/searchDaily.do>、告示日 2025.12.02.)

[気候エネルギー環境部告示第2025-39号]「化学物質確認除外基準」一部改正告示

改正理由

「化学物質管理法」および同法施行令の改正（2025年8月7日施行）により、有害化学物質の範囲が見直され、消費者が日常生活で使用する目的で輸入する人体等有害性物質などについては、輸入申告が免除されることとなりました。これに伴い、実効性を失った条文を整理し、制度運営の効率化向上させるために改正します。

主な内容

- イ. 「化学物質管理法」改正(2025年8月7日施行)により、有害化学物質の範囲が変更されることに伴い、適用の一貫性を確保するため用語を整備(第2条第5号)
- ロ. 除外基準において例外として規定している「登録又は届出免除対象化学物質」の水和物及び個人が日常生活において消費する目的で輸入する有害化学物質についても、化学物質確認の除外基準に含める（第2条第5号、第6号、第7号）

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/user/search/searchDaily.do>、告示日 2025.12.02.)